

令和7年4月1日

シルバー人材センター
ご利用の皆さまへ

公益社団法人
宮津与謝広域シルバー人材センター

新しい「利用契約方式」に移行いたしました（お知らせ）

令和7年4月1日から

シルバー人材センターご利用の皆様には、日頃より当センターにご用命を賜り、誠にありがとうございます。

当センターでは、皆様からご用命をいただきました業務につきまして、令和7年4月1日から、新しい「利用契約方式」に移行いたしましたのでお知らせいたしますとともに、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

（当面、一般企業を除く、個人、公共、公社公団の一部を移行しています。）

<経過のご説明>

令和6年11月1日に、「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」（いわゆる「フリーランス法」といいます。）が施行されました。シルバー会員は、個人事業者であり、このフリーランスに該当することから、会員がフリーランス法による保護を受け、安心・安全に就業できる環境を整備するため、厚生労働省からシルバー人材センターの契約方法を見直すよう方針が示されました。当センターでは、これを受け、これまでの請負・委任方式から、順次、ご発注者・会員・センターの3者による「利用契約方式」に移行することと致しました。

ポイントはこちら ↓

3者による新しい「利用契約方式」では、発注者とセンターが契約を締結することで、発注者が、業務に従事する会員に対してフリーランス法の適用を受けることになりますので、下記の点にご留意ください。なお、これまでどおりセンターが業務をお受けし、シルバー会員がその業務を行う手続きに変わりはありません。また、お支払い方法等も変更はありませんので、安心してご用命ください。

<ご留意いただきたいこと>

フリーランス法では、今回、利用契約方式に移行することにより、発注者の側に次のような禁止事項や配慮義務等の規制がかかりますのでご留意ください。

- ① 業務終了日から60日の期間内に支払期日を定め、報酬を支払わなければなりません。
- ② 業務を中途解除する場合は、その30日前までに予告しなければなりません。
- ③ その他、成果物の不当な受領拒否や返品、不当な報酬の減額などはできません。
- ④ 業務の内容、報酬の額、支払期日などの就業条件の事前明示が義務付けられます。 ほか（シルバー会員への事前明示は、発注者と調整の上、センターが会員に対して行います。）

<インボイスに対応した適格請求書の発行ができなくなります>

新たな「利用契約方式」では会員へ支払う報酬（配分金、材料費等）については、会員が課税事業者ではないため、インボイスに対応した適格請求書の発行ができなくなります。ただし、発注者が次のような場合は、消費税への影響はありません。

① 発注者が個人・家庭の場合

事業者ではないため、消費税の影響はありません。

② 発注者が消費税非課税事業者等の場合

発注者が、地方公共団体、公共法人、公益法人、社会福祉法人、宗教法人等で、消費税の非課税事業者・免税事業者・簡易課税制度を選択している事業者である場合は、消費税への影響はありません。

<発注者・会員・センターの3者による「利用契約方式」の概要>

